

許認可等名称	土地の有償譲渡の届出
法令等名称	公有地の拡大の推進に関する法律
目的等	都市計画区域内の一定の土地の有償譲渡について届出義務を定め、公有地の計画的な確保を図る。
対象地域	都市計画区域内
規制行為及び基準	【規制行為】(法4条) 都市計画施設の区域内に所在する土地を所有する者や、面積が政令で定める規模以上の土地を都市計画区域内に所有する者等が当該土地を有償で渡そうとするときは、当該土地が所在する市町村の長を経由して、県知事に届け出なければならない。(法4条1項) 現在、新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長に届出を行う。ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は市町村長を経由し、県知事に届出を行う。 ※ 政令で定める規模…市街化区域内の土地 5,000㎡(令2条2項1号) 市街化区域内以外の都市計画区域内(市街化調整区域を除く)の土地 10,000㎡(令2条2項2号) ただし、国、地方公共団体等に譲渡しようとする場合や、面積が政令で定める規模未満のものその他政令で定める要件を満たすものである場合等は届出を必要としない。(法4条2項) ※ 政令で定める規模…都市計画施設の区域内の土地等 200㎡(令3条3項)。 ただし、「新潟県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条3項ただし書に規定する区域及び規模を定める条例(平成15年3月28日新潟県条例第28号)」または市の条例により定められた区域については、100㎡以上となる場合がある。 1 土地の買取りの協議(法6条) 県知事は届出に係る土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、届出のあった日から起算して3週間以内に当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を届出をした者に通知する。(法6条1項及び2項) 通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を拒んではならない。(法6条4項) また、県知事は、届出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、届出をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。(法6条3項) 現在新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長が通知を行う。ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は県知事が通知を行う。 2 土地の譲渡の制限(法8条) 届出をした者は、次の場合の区分に応じ、それぞれに掲げる日又は時までの間は、当該届出に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。 (1) 買取協議の通知(6条1項)があった場合 通知の日から起算して3週間を経過する日又はその間に買取協議が成立しないことが明らかになった時まで(1号) (2) 買取を希望する地方公共団体等がない旨の通知(6条3項)があった場合 当該通知があった時まで(2号) (3) 届出の日から起算して3週間以内に6条1項又は3項の通知がなかった場合 当該届出をした日から起算して3週間を経過する日まで(3号) 【適用除外】(法4条2項6号) 土地の有償譲渡の届出をし、法8条に規定する期間を経過した場合、経過した日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、届出をした者が当該土地を有償譲渡する場合は法4条の届出は不要。
権限	知事[地域振興局長に委任]、市長(法定移譲事務)、町村長(県の事務処理特例条例に基づく移譲事務)
手続	【手続の種類】届出 ※ 2以上の市町村にまたがる場合、市町村経由で県知事に届出を行う 【標準処理日数】届出者に3週間以内に通知
留意事項	【罰則等】 法4条1項の規定に違反して、届出をしないで土地を有償譲渡した者や、虚偽の届出をした者、法8条の規定に違反して同条に規定する期間内に土地を譲渡した者は、過料に処される。(法32条)
備考	

課名・係名：都市政策課 都市行政係
内 線：3323

許認可等名称	土地の買取り希望の申出
法令等名称	公有地の拡大の推進に関する法律
目的等	都市計画区域内に一定規模以上の土地を所有する者に対して、地方公共団体等への売渡しを希望する場合の便宜を図り、公有地の計画的な確保を図る。
対象地域	都市計画区域内
規制行為及び基準	1 土地の買取り希望の申出(法5条) 都市計画施設の区域内に所在する土地を所有する者や、面積が政令で定める規模以上の土地を都市計画区域内に所有する者が当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するとき、当該土地が所在する市町村の長を経由して、県知事に申し出ることができる。(法5条1項) 現在新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長に申出を行う。 ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は市町村長を経由し、県知事に申出を行う。 ※ 政令で定める規模…都市計画区域内の土地等 200㎡(令4条)。 ただし、「新潟県公有地の拡大の推進に関する法律施行令4条ただし書に規定する区域及び規模を定める規則(平成5年3月1日新潟県規則第6号)」または市の規則により定められた区域については、100㎡以上となる場合がある。 2 土地の買取りの協議(法6条) 県知事は申出に係る土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、申出のあった日から起算して3週間以内に当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を申出をした者に通知する。(法6条1項及び2項) 通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る土地の買取りの協議を拒んではならない。(法6条4項) また、県知事は、申出に係る土地の買取りを希望する地方公共団体等がないときは、申出をした者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。(法6条3項) 現在新潟県では都市計画区域を持つ市町村すべてに権限移譲を行っているため、市町村長が通知を行う。 ただし、2以上の市町村の区域にまたがる場合は県知事が通知を行う。 3 土地の譲渡の制限(法8条) 申出をした者は、次の場合の区分に応じ、それぞれに掲げる日又は時までの間は、当該申出に係る土地を当該地方公共団体等以外の者に譲り渡してはならない。 (1) 買取協議の通知(6条1項)があった場合 通知の日から起算して3週間を経過する日又はその間に買取協議が成立しないことが明らかになった時まで(1号) (2) 買取を希望する地方公共団体等がない旨の通知(6条3項)があった場合 当該通知があった時まで(2号) (3) 申出の日から起算して3週間以内に6条1項又は3項の通知がなかった場合 当該申出をした日から起算して3週間を経過する日まで(3号) 4 適用除外(法5条2項) 土地の買取り希望の申出をし、法8条に規定する期間を経過した場合、経過した日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、申出をした者が当該土地を有償譲渡する場合は法4条の届出は不要。
権限	知事〔地域振興局長に委任〕、市長(法定移譲事務)、町村長(県の事務処理特例条例に基づく移譲事務)
手続	【手続の種類】申出 ※ 2以上の市町村にまたがる場合、市町村経由で県知事に申出を行う
留意事項	【標準処理日数】申出者に3週間以内に通知 【罰則等】 法8条の規定に違反して同条に規定する期間内に土地を譲渡した者は、過料に処される。(法32条)
備考	